

## 小林市社会福祉協議会介護職員初任者研修学則

### 1. 研修の目的

高齢者や障がい者が、住み慣れた地域で安心して生活できる地域づくりを推進するため、介護に必要な知識・技術を持ち、地域社会に貢献できる介護職員を養成することを目的として、本研修を実施する。

### 2. 研修の名称

小林市社会福祉協議会介護職員初任者研修

### 3. 法人の名称・住所

社会福祉法人 小林市社会福祉協議会

宮崎県小林市細野367番地1

### 4. 指定番号 45047

### 5. 事業所の概要

名称 社会福祉法人小林市社会福祉協議会

住所 宮崎県小林市細野367番地1

電話 0984-23-3466

設立日 平成18年3月20日

事業内容 地域福祉事業 居宅介護等事業 障害福祉サービス事業 等

### 6. 研修カリキュラム

別紙1 介護職員初任者研修カリキュラム

### 7. 講義・演習室

小林市社会福祉センター大会議室・和室

### 8. 講義を通信の方法によって行う地域

通学可能な地域（小林市、えびの市、高原町など）

### 9. 講師プロフィール

（氏名） （現職／資格）

川俣 幸治 （小林市西部地域包括支援センター / 介護福祉士 介護支援専門員 社会福祉士）

東原 さつき （小林市社会福祉協議会 / 介護福祉士）

福元 美佐子 （小林市社会福祉協議会 / 介護福祉士 介護支援専門員）

### 10. 使用テキスト

介護職員初任者研修テキスト 発行：一般財団法人 長寿社会開発センター

### 11. 研修修了の認定方法

全カリキュラムを受講した者に筆記試験を実施し、合格基準に達した者を認定する。合格基準は70点（100点満点）とし、合格基準に満たない場合は、補講のうえ再試験を実施する。ただし、再試験は2回までとする

### 12. 添削指導及び面接指導の方法

#### （1）添削指導

添削課題を提出期限までに提出し、合格基準は70点（100点満点）とする。ただし、合格点に達しない場合は、合格点に達するまで再提出を求める。

受講生が通信学習において質問をする場合は、FAX、またはメールなどを利用する。

#### （2）面接指導

面接指導は、添削指導の評価判定が不合格の者について行う。面接指導の日時は、講義終了後に講師の都合により設定する。

### 13. 研修欠席者等に対する補講の方法

受講者がやむを得ない事情によってカリキュラムの一部を受講しなかったときは、講師と日程調整のうえ補講を実施する。

### 14. 受講要件

資格取得後、介護業務に就業を希望する者及び地域の福祉活動等に参加を希望する者。

15. 募集方法

小林市及び小林市社会福祉協議会の広報誌、ホームページによる。

16. 受講手続

小林市社会福祉協議会に備えてある受講申込書により申し込む。また、受講者は、受講申込時に下記いずれかの公的証明書の原本の提示を行わなければならない。

公的証明書

- (ア) 戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票
- (イ) 健康保険証
- (ウ) 運転免許証
- (エ) パスポート
- (オ) 年金手帳

17. 受講料、実習費、補講、修了証明書の再発行に係る費用など受講者が負担する一切の費用及びその支払方法

- (1) 15,000円(受講料、教材費含む)を開講日までに納入する。
- (2) 小林市外に住所を有する者は30,000円(受講料、教材費含む)とする。
- (3) 補講及び再試験に係る費用は1回2,000円とする。
- (4) 修了証明書の再発行に係る費用は無料とする。

18. 解約条件及び返金の有無

受講者から申し出があった場合、また研修の運営に支障が生じる受講態度や、費用の納入がない場合には解約とする。原則として納入済の費用については返金しない。

19. 受講中の事故等への対応

小林市社会福祉協議会が加入する傷害保険により対応する。

20. 個人情報の取扱い

受講者に関する個人情報は小林市社会福祉協議会が定める個人情報保護規程に基づき取り扱う。

21. 修了証明書再発行の方法

修了証明書に紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発行を行う。その際には14. 受講手続に定める公的証明書の原本の提示を行わなければならない。

22. 情報の開示を行うホームページURL

<https://kobayashi-syakyo.jimdofree.com>

23. 研修責任者の役職・氏名及び連絡先

会長 吉丸 政志 電話0984-23-3466

24. 研修担当者の役職・氏名及び連絡先

事務局長 大牟田 博昭 電話0984-23-3466

25. 法人の苦情対応者の役職・氏名及び連絡先

事務局長 大牟田 博昭 電話0984-23-3466

26. 事業所の苦情対応者の役職・氏名及び連絡先

事務局長 大牟田 博昭 電話0984-23-3466

27. その他研修に関する必要事項

- (1) 受講希望者が5名に満たない場合は、開講を中止し、受講生に対し開講の3日前までに連絡を行なうものとする。なお、受講料納付済の者に対しては、全額を返金するものとする。
- (2) やむを得ず欠席、遅刻する場合は、必ず電話連絡すること。
- (3) 講義中の飲食、喫煙、携帯電話の使用を控えること。
- (4) 感染症対策のため、マスクを着用すること。
- (5) その他この学則の定めのない事項で必要がある場合は会長がこれを定める。

附則

この学則は、平成27年11月19日から施行する。

この学則は、平成28年7月1日から施行する。

この学則は、平成29年6月1日から施行する。

この学則は、平成30年6月1日から施行する。

この学則は、平成30年8月1日から施行する。

この学則は、令和元年8月1日から施行する。

この学則は、令和3年10月1日から施行する。

この学則は、令和4年10月1日から施行する。

この学則は、令和5年9月1日から施行する。

## 介護職員初任者研修カリキュラム

科目	時間数
1 職務の理解	
(1) 職務の理解	6 h
2 介護における尊厳の保持・自立支援	
(1) 人権と尊厳を支える介護	6 h
(2) 自立に向けた介護	3 h
3 介護の基本	
(1) 介護職の役割、専門性と多職種との連携	2 h
(2) 介護職の職業倫理	1 h
(3) 介護における安全の確保とリスクマネジメント	2 h
(4) 介護職の安全	1 h
4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	
(1) 介護保険制度	3 h
(2) 医療との連携とリハビリテーション	3 h
(3) 障害者総合支援制度およびその他の制度	3 h
5 介護におけるコミュニケーション技術	
(1) 介護におけるコミュニケーション	3 h
(2) 介護におけるチームのコミュニケーション	3 h
6 老化の理解	
(1) 老化に伴うこころとからだの変化と日常	3 h
(2) 高齢者と健康	3 h
7 認知症の理解	
(1) 認知症を取り巻く状況	1 h
(2) 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理	2 h
(3) 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活	2 h
(4) 家族への支援	1 h
8 障害の理解	
(1) 障害の基礎的理解	1 h
(2) 障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識	1 h
(3) 家族の心理、かかわり支援の理解	1 h
9 こころとからだのしくみと生活支援技術	
【基本知識の学習】	
(1) 介護の基本的な考え方	3 h
(2) 介護に関するこころのしくみの基礎的理解	3 h
(3) 介護に関するからだのしくみの基礎的理解	6 h
【生活支援技術の学習】	
(4) 生活と家事	6 h
(5) 快適な居住環境整備と介護	6 h
(6) 整容に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	6 h
(7) 移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	6 h
(8) 食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	6 h
(9) 入浴、清潔保持に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	6 h
(10) 排せつに関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	6 h
(11) 睡眠に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	6 h
(12) 死にゆく人に関したこころとからだのしくみと終末期介護	4 h
【生活支援技術演習】	
(13) 介護課程の基礎的理解	6 h
(14) 総合生活支援技術演習	5 h
10 振り返り	
(1) 振り返り	3 h
(2) 就業への備えと研修終了後における継続的な研修	1 h
11 修了評価（筆記試験）	1 h

